

※令和6年7月31日より、改定後の手数料を適用します。

都市計画法に基づく開発許可申請等手数料

1 開発行為の許可			
	開発区域の面積	手数料（改定前）	手数料（改定後）
(1) 自己住宅用			
	0.1ha 未満のもの	13,000 円	13,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	34,000 円	39,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	65,000 円	76,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	133,000 円	149,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	200,000 円	225,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	261,000 円	305,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	337,000 円	370,000 円
	10.0ha 以上	460,000 円	497,000 円
(2) 自己業務用			
	0.1ha 未満のもの	20,000 円	21,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	46,000 円	51,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	100,000 円	113,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	185,000 円	204,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	307,000 円	340,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	415,000 円	457,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	521,000 円	567,000 円
	10.0ha 以上	737,000 円	795,000 円
(3) その他			
	0.1ha 未満のもの	131,000 円	141,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	199,000 円	215,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	292,000 円	320,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	348,000 円	379,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	525,000 円	573,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	599,000 円	654,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	746,000 円	808,000 円
	10.0ha 以上	1,004,000 円	1,081,000 円
2 開発行為の変更の許可			
		手数料	
	ア～ウの合計額。ただし、上限（改定前）1,004,000 円→（改定後）1,081,000 円。		
	ア 開発行為の変更	開発行為の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る開発行為の変更	開発行為の許可と同額	
	ウ その他の変更	15,000 円	
3 その他の手続			
		手数料（改定前）	手数料（改定後）
	省令第 60 条の規定に基づく証明書の交付	—	900 円
	開発登録簿の写しの交付	700 円	700 円

盛土規制法に基づく工事許可申請等手数料

1 宅地造成・特定盛土等に関する工事の許可			
	切土又は盛土をする土地の面積	手数料（改定前）	手数料（改定後）
	500m ² 以内のもの	18,000 円	20,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	31,000 円	34,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	46,000 円	54,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	74,000 円	89,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	106,000 円	123,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	172,000 円	201,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	188,000 円	220,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	243,000 円	275,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	331,000 円	364,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	489,000 円	533,000 円
2 土石の堆積に関する工事の許可			
	土石の堆積をする土地の面積	手数料（改定前）	手数料（改定後）
	500 m ² 以内のもの	—	18,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	—	28,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	—	35,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	—	54,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	—	66,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	—	121,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	—	134,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	—	163,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	—	207,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	—	292,000 円
3 工事の変更の許可			
	手数料		
	宅地造成・特定盛土等：ア～ウの合計額。ただし、上限（改定前）489,000 円→（改定後）533,000 円。 土石の堆積：ア～ウの合計額。ただし、上限 292,000 円。		
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額	
	ウ その他の変更	15,000 円	
4 その他の手続			
	手数料（改定前）	手数料（改定後）	
	省令第 88 条の規定に基づく証明書の交付	—	900 円
	盛土規制法調書の写しの交付	—	700 円